

MarkManager Ver.4.0 依頼書

トムソン・ロイター・プロフェッショナル株式会社 トムソンブランディング事業部 御中

裏面記載の「MarkManager Ver.4.0 約款」を了解の上、下記の通り申し込みいたします。

社(所)名		顧客コード (トムソンブランディングで記入いたします)	
部署		ご連絡先	TEL
氏名	印		FAX
商標データシステムの提供	1. MarkManager Ver.4.0 国内版 海外版 ----- 商標データ納品希望日 西暦 年 月 日	2. データ更新 更新開始月から同年 12月末日までとします。 (以後 1年毎の自動更新) 3. 有 → 更新サイクル (下記留意点参照) 月から 月毎 スポット希望 (月を指定ください) _____ 無	
検索する出願人(権利者)名 または代理人名			
留意点】 1.商標データの収録順序 登録商標は登録番号の昇順に、それ以外の商標は出願番号の昇順となります。 2.納品 ご依頼から 約 10 営業日 3.更新サイクル 期間指定 :1 ヶ月毎、2 ヶ月毎、3 ヶ月毎、4 ヶ月毎、6 ヶ月毎、12 ヶ月毎のいずれかをご記入ください ・スポット(自由指定) :更新月を指定してください。 例) 1 と 9月 など 更新データ価格は 毎月更新の場合は、20,000 円 / 回、その他は、30,000 円 / 回になります。			
回答	受付日 年 月 日	出力日 年 月 日	発送日 (手渡日) 年 月 日

依頼先 トムソン・ロイター・プロフェッショナル株式会社 東京 TEL 03-5733-6120 FAX 03-5733-6130
 トムソンブランディング事業部 大阪 TEL 06-6201-7050 FAX 06-6201-7052

商標管理システム

MarkManager Ver.4.0 約款

本約款 1.に定める提供物の提供に関して、購入者（以下甲という）と販売者であるトムソン・ロイター・プロフェッショナル株式会社トムソンブランディング事業部（以下乙という）は、以下の通り取り決めます（以下本約款という）。

1. 提供物の内容

電子化された日本国特許庁の商標公開データ（以下商標データという）、
商標管理システム「MarkManager Ver.4.0」（以下システムという）。

2. 価格及びシステムの機能

提供する商標データ、システムの価格及びシステムの機能は、乙がこの依頼書の申込日に保有している最新の価格表と操作説明書に基づくものとします。

3. 著作権

提供する商標データの著作権は日本国特許庁に帰属します。また、システムの著作権は乙に帰属します。

4. データに関する瑕疵

乙の提供する商標データに誤謬、脱落等の瑕疵があっても、瑕疵の原因が乙の故意または重過失による場合を除き、乙はその責任を負いません。瑕疵の原因が特許庁の公開データそのものに起因する場合も、同様に乙はその責任を負いません。

におけるデータの誤謬、脱落等の瑕疵が乙の故意または重過失による場合、乙はその商標データの復旧に誠意を以って対応します。

甲の責任によって商標データに誤謬、脱落等の瑕疵が発生した場合、乙はその復旧のために最善を尽くします。但し、復旧の際に発生した費用は、甲の負担とします。

5. システムに関する瑕疵

乙が提供するシステムが、操作説明書に従って実質的に稼働しない場合または操作説明書に瑕疵がある場合、納品後 90 日に限り交換、修補または代金の返還のいずれか乙の別途指定する方法によって対応するものとします。但し、以下の に記載された原因によるものは除きます。

乙が提供するシステムが、以下の原因で支障が生じてもその責任は負いません。

- (1) 天災地変や第三者による事故、あるいは甲の故意もしくは過失による原因で稼働しなくなった場合。
- (2) パソコンの OS のバージョンや設定等、納入時の諸環境が変更された場合。
- (3) システムを構成しているテーブルに変更を加えた場合。
- (4) ハードウェアの増設や縮小などソフトウェア以外の支障で稼働しなくなった場合。
- (5) パソコンに新たにソフトをインストールした結果稼働しなくなった場合。
- (6) その他前各号に準ずる場合。

6. 賠償

乙は本約款 4.及び 5.の規定に記載された内容以外に、その名目の如何を問わず、他のいかなる損害（事業情報の損失や金銭的損害を含む）に関しても一切責任を負わないものとします。

7. 対価の支払い

乙は請求書の請求日から 60 日以内に銀行振り込みによって対価を支払うものとする。

8. データ更新

甲が更新データを購入した場合であっても、商標データの提供期間は最初の商標データ提供の翌月から同年の 12 月末日までとし、甲または乙からの文書による終了の意思表示がなされない場合は、さらに 1 年間の自動更新とし以後もそれに準じます。

商標データの更新に係る料金は、納品のあった月毎に請求するものとし、以後 1 年毎の自動更新時と同様とします。

9. その他

本約款に記載されていない状況が発生した場合、両者誠意をもって協議の上解決を図るものとします。

10. 合意管轄

前項の話し合いによって解決できない場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を処理するものとします。